



7億円当選!?  
心当たりのないメールは無視

2023. 2  
編集・発行  
浜松市くらしのセンター  
〒432-8032  
浜松市中区海老塚町51-1  
【電話相談】  
市民相談 457-2025  
交通事故相談 457-2233  
消費生活相談 457-2205

SMS※などに「〇億円当選しました!」といったメールが届いたら要注意です。当選金を受け取るためなどと称して、手数料を要求されたり、個人情報盗む手口の詐欺被害が発生しています。申し込んでいないのに当選通知が着信するなど、心当たりのないメールは相手にしないようにしましょう。

今月号では、高額当選金の受け取りに関するトラブル事例と注意点を紹介します。

※SMS:ショートメッセージサービス(携帯電話の電話番号を用いてメッセージをやり取りする機能)



## ◆ 事例 高額当選金受け取りのために費用を支払ったけれど・・・

スマホのSMSに「7億円当選した」という通知が届いた。受領するための手続きだと言われ、様々な名目の費用を請求され、これまでに電子マネーで150万円ほど支払ったが、いつまで経っても当選金が振り込まれない。「コンビニの端末機で購入した電子マネーの振込票が残っていると当選金が支払えなくなる」と言われていたので、全て捨ててしまった。姉から借金もした。お金を取り返したい。(70歳代 男性)



## ◆ ひとことアドバイス

- 申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来ても鵜呑みにせず、すぐに削除し、相手には絶対に連絡しないようにしましょう。
- 「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことはほぼできません。
- 周囲の人は、高齢者などに変わった様子がないか日ごろから気を配りましょう。
- 困った時、不安に思った時、トラブルにあった時は浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

(浜松市くらしのセンター：457-2205、消費者ホットライン 188)

【参考・引用】見守り新鮮情報 第440号(2022年12月20日)発行:独立行政法人国民生活センター



**儲け話に関するトラブルにご注意!** (2022年12月22日公表:国民生活センター)  
投資や副業といった儲け話をきっかけにした消費者トラブルが年齢を問わず依然として続いています。投資や儲け話を聞いたら、まずは疑いましょう。

## エシカルコラム Vol.74 エコラベル



エコラベル紹介も4回目となりました。

今回は見かけることが少ないマークもありますが、どのマークも社会や環境に配慮し、今後も豊かな生活を続けることを目指しています。エシカル消費<sup>\*</sup>もそうしたことを目指した消費行動です。他にもいろいろなマークがあるので、探してみましょ。

※エシカル消費：人・社会、地域、環境に配慮した消費行動(買い方、使い方、捨て方)

### 人・社会、地域、環境に配慮したラベル

#### asc 認証



養殖場での排水や廃棄物による汚染防止、養殖のために持ち込まれる魚の乱獲を防止するなどして、責任ある養殖によって生産された水産物であることが認証された商品に付けられます。

#### エコサート認証



エコサートは国際有機認証機関です。完成品の95%以上が天然由来原料、植物原料の50%以上がオーガニック原料であることなどに基つき、農産物、加工食品、化粧品、コットンなどの製品にラベルが付けられています。

#### 再生紙使用マーク



印刷物など再生紙を使用している商品に付けられるマークです。数字は古紙パルプの配合率を示すもので、古紙の利用率を高め、貴重な資源を有効に利用することにつながります。

#### リサイクルマーク

商品を使用後、分別するときを目安となるマークです。正しく分別することが環境負荷の軽減につながります。



主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)



消費者庁イラスト集より